

第5回、第6回上越地域合併協議会を開催

〈第5回協議会〉

構成市町村の合併に関する協議として協議する事項

- 「特別職の身分の取扱い」
- 「各種事務事業の取扱い(その3)」

市町村建設計画の作成のため協議する事項

- 「計画策定の方針」
- 「新市建設の基本方針」

〈第6回協議会〉

構成市町村の合併に関する協議として協議する事項

- 「農業委員会の取扱い」
- 「各種事務事業の取扱い(その4)」が決定

1月15日に第5回、1月29日には第6回協議会が上越市厚生南会館を会場に開催され、「特別職の身分の取扱い」を始め、6つの協議事項が決定されました。

また、「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会」など、協議会に設置された5つの小委員会の調査、審議が開始されました。



1月15日から1月29日の間に、5つの小委員会がそれぞれ2回開催され、協議会から指定された事項や論点に基づき、調査、審議が行われました。

(小委員会の審議経過は4～7ページに掲載)

第5回 第6回

上越地域合併協議会の概要

第5回、第6回協議会では、「特別職の身分の取扱い」、「各種事務事業の取扱い（その3）」、「計画策定の方針」、「新市建設の基本方針」、「農業委員会の取扱い」、「各種事務事業の取扱い（その4）」が決定されました。

また、1月15日の第5回協議会終了後には、「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会」、「新市の名称に関する小委員会」、「自治基本条例に関する小委員会」の3つの小委員会が、1月23日には大潟町を会場に「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会」、「新市の施策及び事業に関する小委員会」の2つの小委員会が開催され、すべての小委員会で調査、審議がスタートしました。この小委員会は、協議会が指定した事項について、調査、審議等を行うものとされており、3月末までにそれぞれ5回程度の会議が開催されることになっています。

そこで今回は、協議会の様子に加え、この小委員会について詳しくお知らせします。

第5回協議会での決定事項

○特別職の身分の取扱い

各町村の常勤の特別職の職員（三役）はその職を失うこととする。

○各種事務事業の取扱い（その3）

別冊「事務事業一覧（その3）」1ページ及び2ページの170件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その3）」3ページの7件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

○計画策定の方針

○新市建設の基本方針

※「計画策定の方針」と「新市建設の基本方針」は、3ページに全文を掲載

第6回協議会での決定事項

○農業委員会の取扱い

1 編入される町村の農業委員会は、上越市の農業委員会に統合することとする。

2 農業委員会の委員の任期等については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項及び第2項の規定を適用することとする。

（1）編入される町村の農業委員会の選挙による委員は、40人に限り、引き続き上越市の農業委員会の選挙による委員として在任することとする。この場合において、上越市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

（2）特例の期間は、上越市の農業委員会の委員の残任期間とする。

○各種事務事業の取扱い（その4）

別冊「事務事業一覧（その4）」1ページの27件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その4）」2ページの2件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その4）」3ページの3件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

※「別冊」の事務事業一覧は、8～10ページに掲載

第6回協議会での提案事項

○構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

・各種事務事業の取扱い（その5）

●計画策定の方針

1 基本的な考え方

- 新市建設計画は、上越地域法定合併協議会準備会において策定した「新しいまちのランドデザイン」及び「新市における行財政運営指針」を基に策定する。
- 合併により13町村の総合計画が消滅し、上越市の総合計画の改訂までの間は、市全域をカバーする事業計画が存在しない状態となるため、新市建設計画を、各町

- 村の総合計画を包含する事業計画として位置付ける。
- 現上越市の事業については、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業（合併特例債活用事業等）を新市建設計画に位置付ける。
- 合併後の上越市の財政状況を考慮し、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

2 計画の構成

I 序論	
1	合併の必要性
	(1)社会経済情勢の変化への対応
	(2)日常生活圏の広域化・一体化への対応
	(3)地方分権の進展と多様な住民ニーズへの対応
2	計画策定の方針
	(1)計画の趣旨
	(2)計画の構成
	(3)計画の期間
II 新市の概況	
1	位置及び地勢
2	自然・土地利用
3	人口・世帯
4	産業
III 新市建設の基本方針	
1	まちづくりの方向性
	(1)地域の課題への対応
	(2)まちづくりの方向性
2	土地利用の方向性
3	まちづくりの基本理念
	・「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」
4	新しいまちの将来像
	・「海に山に大地になりわいと文化あふれる 共生都市上越」

IV 新市の施策	
1	市民主体のまちづくりの推進 (地域コミュニティなどをいかした協働のまちづくり)
2	環境の保全と活用 (豊かな自然と共生する循環型のまちづくり)
3	健康と福祉の充実 (地域で支える健康・福祉のまちづくり)
4	産業の振興 (なりわいあふれ活力のあるまちづくり)
5	教育・文化の充実 (豊かな心を共にはぐくむ文化と教育のまちづくり)
6	都市基盤・生活基盤の整備 (地域の個性(特性)をいかし、交流・発展を支援するまちづくり)
V 新市における県事業の推進	
VI 公共的施設の適正配置と整備	
VII 行財政運営	
1	行政運営
2	財政計画

3 計画期間

- 平成17年度から平成26年度までの10か年計画とする。
- 財政状況との整合を図るため、計画策定後概ね5年を目途に見直しに向けた検討を行う。

4 計画に掲載する施策の考え方

- (1)対象事業
 - ・合併後10年間に上越市において実施を予定する事業とする。
 - ・県事業(新規、継続を問わない)及び合併後の上越市が事業主体となる事業(市単独事業、国県補助事業など)とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。
- (2)事業区分と事業選定方法
 - ①県事業
 - ・原則として新潟県が地域計画を策定した事業分野については、その計画に位置付けられている事業とする。
 - ・地域計画が示されていない分野、事業については、別途県と協議する。

- ・市町村ごとに、事業別の優先順位を付け、県との事前協議等を通じ、県が選定する。

- ②合併後の上越市が事業主体となる事業
 - ・県との協議(起債や補助の適切性のチェック等)を踏まえ、財政計画との整合を図り、市町村ごとに事業案を選出し、合併協議会が選定する。

5 策定手順

- 構成市町村からの意見を基に事務局において原案を作成し、小委員会における審議及び協議会における協議を経て計画(案)を作成する。(必要に応じて専門部会等の協力を求める。)
- 計画(案)について、県知事に対し事前協議及び正式協議を行い、正式協議の完了後、協議会において計画を決定する。
- 計画については、平成16年3月末を目途に策定を進める。

●新市建設の基本方針

- 上越地域法定合併協議会準備会において策定した「新しいまちのランドデザイン」の「まちづくりの方向性(※)」を新市建設の基本方針とする。

※まちづくりの方向性…

- ・地域の課題と解決のためのまちづくりの方向性
- ・土地利用の方向性
- ・まちづくりの基本理念「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」
- ・新しいまちの将来像「海に山に大地になりわいと文化あふれる 共生都市上越」

*「新しいまちのランドデザイン」は、合併後の新しいまちの将来像や基本的なまちづくり構想などを取りまとめたものです。(昨年6月に14市町村の全戸に配布しました。)

お手元にない場合は、各市町村の合併担当窓口または協議会事務局にお問い合わせをいただければお送りします。